

○いすみ市使用料条例

平成19年12月18日条例第25号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条の規定に基づき徴収する使用料に
関し、別に定めるものを除くほか必要な事項を定めるものとする。

(公の施設の使用に係る使用料)

第2条 次の各号に掲げる公の施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、各別表に定める
使用料を納付しなければならない。

- (1) 公民館 別表第1
- (2) 農村体験交流施設 別表第2
- (3) ふるさと憩いの家 別表第3
- (4) 大原文化センター 別表第4
- (5) 削除
- (6) 武道館 別表第6
- (7) 運動場 別表第7
- (8) 文化とスポーツの森 別表第8
- (9) B & G 海洋センター 別表第9
- (10) 岬ふれあい会館 別表第10
- (11) 児童館 別表第11
- (12) 農産物加工施設 別表第12
- (13) 農村環境改善センター 別表第13
- (14) 婦人若者等活動促進ふれあいセンター 別表第14
- (15) 夷隅地区多目的研修センター 別表第15
- (16) 薪炭施設 別表第16
- (17) 水産物加工施設 別表第17
- (18) 都市公園 別表第18
- (19) ホールに係る附属設備等 別表第19
- (20) 農林業センター 別表第20
- (21) 市立学校体育施設 別表第21
- (22) 大原駅北駐車場 別表第22

2 前項各号に定める別表に1時間当たりの額が定められている施設を使用する場合において、その使用時間に1時間未満の端数が生じる場合においては、当該端数が30分未満であるときはこれを切り捨て、当該端数が30分以上であるときは、これを1時間とする。

3 第4条の規定による使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(使用料の徴収)

第3条 使用料は、別表に期日が定められているときは、その期日、その他のものについては、施設使用の際徴収する。ただし、市長が指定するものについては、この限りでない。

(使用料の減免)

第4条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第5条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(過料)

第6条 市長は、詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第10 (第2条関係)

施設名	利用施設	区分	単位	単位当たりの額
岬ふれ あい会 館	研修室	市内	1時間	230円
		市外	1時間	460円
	楽屋 1	市内	1時間	170円
		市外	1時間	340円
	楽屋 2	市内	1時間	170円
		市外	1時間	340円
	楽屋 3	市内	1時間	120円
		市外	1時間	240円
	楽屋 4	市内	1時間	120円

		市外			1 時間	240円	
文化ホール	基本使用料	市内	平日	1 時間	6,740円		
			土・日・休日	1 時間	8,180円		
		市外		平日	1 時間	13,480円	
				土・日・休日	1 時間	16,360円	
		入場料の類 を徴収する 場合	1,000円未満	平日	1 時間	2,690円	
				土・日・休日	1 時間	3,270円	
	割増使用料	1,000円以上	平日	1 時間	4,040円		
			2,000円未満	土・日・休日	1 時間	4,900円	
			2,000円以上	平日	1 時間	5,390円	
			3,000円未満	土・日・休日	1 時間	6,540円	
			3,000円以上	平日	1 時間	6,740円	
	入場料の類 を徴収しな い場合	営利目的そ の他これに 類する場合	平日	1 時間	5,390円		
			土・日・休日	1 時間	6,540円		
	冷暖房を使用する場合			平日	1 時間	1,340円	
				土・日・休日	1 時間	1,630円	
備考 「休日」とは、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。							
通信カラオ ケセッタ一 式	市内			1 時間	100円		
	市外			1 時間	200円		
	ふれあい広 間	市内			1 時間	1,050円	
		市外			1 時間	2,100円	
	ゲートボ一 ル場 (1面)	市内			1 時間	150円	
		市外			1 時間	300円	

別表第19 (第2条関係)

設備名	利用設備	区分	単位	単位当たりの額
-----	------	----	----	---------

夷隅文化会館、大原文化センター及び岬ふれあい会館ホール附属設備等	舞台設備	平台	1台	210円
		開き足・箱足・木台	各1個	100円
		ヒナ段ケコミ	1枚	70円
		所作台（岬ふれあい会館に限る。）	1個	210円
		化粧框（岬ふれあい会館に限る。）	1式	210円
		松羽目	1式	2,100円
		金屏風	1双	1,570円
		鳥ノ子屏風	1双	1,570円
		仮設鳥屋囲（岬ふれあい会館に限る。）	1式	1,050円
		演台	1式	520円
		司会者台	1台	310円
		指揮者台	1台	310円
		指揮者譜面台	1台	210円
		演奏者譜面台	1台	50円
		譜面灯	1個	50円
		緋毛氈	1枚	100円
		長座布団	1枚	100円
		高座用座布団	1枚	100円
		上敷ゴザ	1枚	100円
		めくり台	1台	100円
		椅子	1脚	50円
		長机	1台	100円
		大太鼓	1式	520円
		音響反射板（夷隅文化会館及び大原文化センターに限る。）	1式	1,750円
		音響反射板（岬ふれあい会館に限る。）	1式	5,250円
照明設備	照明設備	フットライト	1列	310円
		ボーダーライト	1列	1,050円
		アッパー・ホリゾンライト	1列	1,050円

	ロアーホリゾンライト	1列	1,050円
	スタンド・ベース	各1個	100円
	サスペンションライト	1列	1,050円
	シーリングライト	1列	1,050円
	フロントサイドライト	上下1段	420円
	タワーライト(岬ふれあい会館に限る。)	1対	1,050円
	ピンスポットライト	1台	2,100円
	スポットライト0.5kW	1台	100円
	先玉	1個	100円
	星球	1式	1,570円
	エフェクトマシーン	1台	520円
	ファイヤーエフェクトマシーン	1台	520円
	ダブルマシーン	1台	520円
	リップルマシーン	1台	520円
	スライドキャリア	1台	310円
	オーロラマシーン	1台	520円
	ストロボマシーン	1台	1,050円
	ミラーボール	1個	1,050円
音響設備	ステージスピーカー	1式	520円
	はね返りスピーカー	1式	520円
	ダイナミックマイク	1本	520円
	コンデンサーマイク	1本	1,050円
	ワイヤレスマイク	1本	1,050円
	マイクスタンド(卓上)	1本	100円
	マイクスタンド(床)	1本	210円
	三点吊りマイク装置	1台	1,050円
	デジタルオーディオテープレコーダー	1台	520円
	カセットテープレコーダー	1台	520円
	レコードプレーヤー(夷隅文化会館及び	1台	520円

	大原文化センターに限る。)		
	CDプレーヤー	1台	520円
	MDプレーヤー	1台	520円
	カラオケ装置（夷隅文化会館に限る。）	1式	520円
映写設備	16ミリ映写機（夷隅文化会館及び大原文化センターに限る。）	1台	3,150円
	スライド映写機	1台	1,050円
	スクリーン	1式	1,050円
	スクリーン（小）	1式	520円
	OHP	1台	520円
	ビデオ	1台	520円
	ビデオプロジェクター	1台	1,050円
	DVDプレーヤー	1台	520円
楽器	グランドピアノ（夷隅文化会館及び大原文化センターに限る。）	1台	2,100円
	フルコンサートピアノ（岬ふれあい会館に限る。）	1台	5,250円
	アップライトピアノ（夷隅文化会館に限る。）	1台	520円
その他	持ち込み楽器 (電気消費の器具のみ)	1器 1kwにつき	100円